

# 土木工事共通仕様書 関係基準

週休2日制ガイドライン

2024年4月

阪神高速道路株式会社



## 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>週休 2 日制度（発注者指定方式）</b>	
<b>第 1 節</b>	<b>一 般</b>	1
<b>第 2 節</b>	<b>対象工事</b>	1
<b>第 3 節</b>	<b>週休 2 日の定義</b>	1
<b>第 4 節</b>	<b>週休 2 日の実施に関する手続等</b>	2
<b>第 5 節</b>	<b>取得計画及び取得報告書</b>	2
5.1	取得計画作成上の注意	2
5.2	取得計画の構成及び記載内容	2
5.3	取得報告書の構成及び記載内容	3
<b>第 6 節</b>	<b>工事工程の共有</b>	3
<b>第 7 節</b>	<b>工事成績評定</b>	3
<b>第 8 節</b>	<b>設計変更</b>	3
<b>第 9 節</b>	<b>履行実績取組証の発行</b>	3
<b>第 2 章</b>	<b>技術者交替方式</b>	
<b>第 1 節</b>	<b>一 般</b>	4
<b>第 2 節</b>	<b>対象工事</b>	4
<b>第 3 節</b>	<b>週休 2 日の定義</b>	4
<b>第 4 節</b>	<b>週休 2 日の実施に関する手続等</b>	5
<b>第 5 節</b>	<b>取得計画書及び取得報告書</b>	5
5.1	取得計画書作成上の注意	5
5.2	取得計画書の構成及び記載内容	5
5.3	取得報告書の構成及び記載内容	5
<b>第 6 節</b>	<b>工事工程の共有</b>	5
<b>第 7 節</b>	<b>工事成績評定</b>	5
<b>第 8 節</b>	<b>設計変更</b>	5
<b>第 9 節</b>	<b>履行実績取組証の発行</b>	5
<b>第 10 節</b>	<b>その他</b>	5



## 第1章 週休二日制度（発注者指定方式）

### 第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、土木工事共通仕様書の規定に基づき週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

### 第2節 対象工事

週休2日への取組は、当社が2024年4月以降に公告を開始した、全工事を対象とする。ただし、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事  
例①災害復旧工事  
例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事  
例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事  
例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

なお、上記(1)～(5)の工事であっても、「技術者交替方式」を採用するなどして、できる限り週休二日の達成に務めるものとする。

既契約工事（受注者希望方式）についても、発注者指定方式を適用することができる。適用を希望する場合は、監督員と協議すること。

### 第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内<sup>※注1)</sup>において、週休2日<sup>※注2)</sup>相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数<sup>※注3)</sup>とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

#### 第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組（取得計画）を施工計画書に明記するものとする。

- (1) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。また、Hi-TeLusを使用して連絡することも可能とする。
- (2) 受注者は、週休2日の取得報告書を原則として、毎月監督員へ提出するものとする。
- (3) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (5) 工事において、本章第3節で定義する週休2日が取得出来ない場合等は、監督員と協議のうえで、技術者交替方式を適用することができる。

#### 第5節 取得計画及び取得報告書

##### 5.1 取得計画作成上の注意

取得計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画は、施工計画書に記載のうえ、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (2) 取得計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更施工計画書を作成し提出するものとする。

##### 5.2 取得計画の構成及び記載内容

受注者は、取得計画に次の事項について記載するものとする。

###### (1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

(A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間

(B) 工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、  
発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)

(C) 工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))

(D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)  
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

### 5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、原則として毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画で記載した上記 5.2 の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

### 第6節 工事工程の共有

受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

### 第7節 工事成績評定

週休2日（4週8休）の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。また、受注者の責により取得できなかった場合は工事成績評定の減点を実施する。

### 第8節 設計変更

当初の契約制限価格において、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費に、土木工事標準積算基準に示すそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う。

施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

### 第9節 履行実績取組証の発行

本仕様書適用工事については、発行しない。本仕様書適用対象外工事については、週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が 21.4%（6日／28日）以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

(3) その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

## 第2章 技術者交替方式

### 第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事のうち、休日に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、受注者の希望によって技術者及び技能労働者を交替しながら週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

### 第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「技術者交替方式」とする。

### 第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、施工体制台帳に記載された全ての労働者が下記の定義に基づき週休2日相当の休日確保を行ったか否かを確認する。なお、複数工事を兼任している技術者及び技能者について、当該工事の休日に他工事に従事していた場合も当面は休日とみなして算出可能とする。また、従事期間が1週間未満の技能者及び技能労働者は対象外とする。

- 工期内<sup>※注1)</sup>において、週休2日<sup>※注2)</sup>相当の休日確保を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に確保できる休日に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も休日取得日数<sup>※注3)</sup>とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は除く。なお、下請者については、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いた期間とする。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の休日取得を行ったと認められる状態。

※注3) 休日取得日数とは、当該技術者及び技能労働者が一定期間内に

において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。  
【基本算定式】休日率(%)=技術者・技能労働者の平均休日日数÷全体工期

#### **第4節 週休2日への取組に関する手続等**

第1章第4節に準じる。

#### **第5節 取得計画及び取得報告書**

##### **5.1 取得計画作成上の注意**

第1章第5節5.1に準じる。

##### **5.2 取得計画の構成及び記載内容**

第1章第5節5.2に準じる。

##### **5.3 取得報告書の構成及び記載内容**

第1章第5節5.3に準じる。

#### **第6節 工事工程の共有**

第1章第6節に準じる。

#### **第7節 工事成績評定**

第1章第7節に準じる。

#### **第8節 設計変更**

第1章第8節に準じる。

#### **第9節 履行実績取組証の発行**

第1章第9節に準じる。

#### **第10節 その他**

- (1) 技術者交替方式は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む方式である。そのため、現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はない。